

議案第137号

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例

川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
ホ ー ル	大ホール	39,270円	62,260円	78,320円	179,850円
	第1楽屋	770円	990円	1,320円	3,080円
	第2楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円
	第3楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円
	第4楽屋	220円	220円	330円	770円
	リハーサル室	990円	1,760円	2,090円	4,840円
種 別		9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分

を

「

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分

」

に改め、同表備考第3項中「大ホール及び」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

大ホール、楽屋及びリハーサル室を廃止するため、この条例を制定するものである。